特定健診等実施計画策定にどう取り組むか

実務と意義などを学ぶ

府医療保険者協議会と府主催の研修会

特定健診と特定保健指導の実施計画策定を目前にして具体的な方法を保険者が学ぶ「平成１９年度特定健康診査等実施計画策定研修会」（府医療保険者協議会、府主催）は、６月２１日、京都駅前のキャンパスプラザ京都に、国保、健保組合、政管健保、共済などから約２百人が集まって開かれた。

府医療保険者協議会副会長の矢田久雄氏が、今回の研修会の意義を述べて挨拶したあと、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室室長補佐の東史人氏が「特定健康診査等実施計画と後期高齢者支援金の加算・減算」のテーマで講演した。

東氏は、特定健診等実施計画について、作業の流れ、計画の構成、数値目標などを詳細に説明し「コンサル業者などが請負をする動きもあるが、これは医療保険者だけができるもので、最低限必要な計画を作成すればよく、立派な計画書は必要ない」と強調していた。

また、後期高齢者医療制度の医療給付費等の約４割を負担する後期高齢者負担金について、生活習慣病対策への保険者の努力の大小に応じて決まる負担金の意義や算出方法などを説明した。

京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野教授の中山健夫氏は、「効果的な健診・保健指導の考え方と体制づくりについて」と題して講演した。

中山氏は、特定健診･特定保健指導の具体的な方法と意味合い、公衆衛生的な見地から見た事業の本来の目的などについてわかりやすく解説した。また、メタボリックシンドロームが焦点になっているが「それだけでなく、他の問題にも目配りが必要だ」と述べた。

府保健福祉部健康・医療総括室室長の松村淳子氏は、「健診・保健指導体制の準備について」の題で、今後の日程などを説明、締めくくりの挨拶もした。

間近に迫った課題に取り組む人たちが集まっているだけに、受講者の真剣な姿勢が目立ち、熱気のある研修会だった。